

地方の道路整備の推進について

四国部会提出
説明担当 宿毛市

(理由)

本市では、豊かな自然環境を背景に、多様な農産物や全国有数の森林資源、ブランド力のある水産資源などの豊富な資源を活かした取り組みを進めている。また、第3次産業においても、市外・県外に向けた市産品の外商や観光事業の強化、「食」文化の掘り起こしやブラッシュアップなど、観光と食の連携による集客力の向上と交流人口の拡大に向けた活動を推進している。

さらに、発生すれば甚大な被害が想定されている南海トラフ地震への備えとして、沿岸部での防災施設や避難路、中山間地域の土砂災害対策やヘリポート等の整備に加え、近年激甚化する水害対策として、堤防やダムの整備促進活動や、内水対策促進活動も進めている。これらの取り組みが十分に効果を発揮するためには、連絡道路である市道の整備が必須である。また市道は、日常の通勤・通学や買い物などに利用される最も身近な道路でもあり、安全に供用できるよう計画的な維持管理や長寿命化対策を進めていく必要がある。

市財政は厳しい状況が続いているが、そのような状況の中でも、道路整備に係る国の交付金・補助金を活用し、市道整備や道路施設長寿命化等を進めてきた。「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条に規定する特例が期限切れとなる平成30年度以降においても、実施すべき課題が山積している。引き続き、道路の着実な整備と安全・安心な供用を維持していくためには、国の道路予算全体の拡充と、道路整備事業に係る国費率等の嵩上げ措置の継続が不可欠である。

よって、地方における道路整備が着実に推進できるよう、以下の項目について強く要望する。

- 一、地域経済を活性化させ防災力を向上させるためには、道路を計画的に整備し、適切に維持管理していくことが必要不可欠であることから、道路関係予算を拡大したうえで、必要な額を確保すること。
- 一、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条に規定する国の負担割合又は補助の割合の特例を平成30年度以降も継続すること。